

## 1 議 事 日 程

[平成29年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

平成29年6月7日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

日程第3 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門 田 直 樹 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	神 武 綾 議員	委員	徳 永 洋 介 議員
”	有 吉 重 幸 議員	”	森 田 正 嗣 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	石 田 宏 二	教育部長	緒 方 扶 美
総務部理事	原 口 信 行	教育部理事	江 口 尋 信
議会事務局長	阿 部 宏 亮	総務課長併 選管書記長	田 中 縁
社会教育課長	中 山 和 彦	経営企画課長	高 原 清
学校教育課長	森 木 清 二	文書情報課長	平 田 良 富
文化財課長	城 戸 康 利	管財課長	小 柳 憲 次
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百 田 繁 俊	防災安全課長	齋 藤 実 貴 男
文化学習課参事	宮 井 義 高	地域コミュニティ課長	藤 井 泰 人
スポーツ課長	安 恒 洋 一	監査委員事務局長	渡 辺 美 知 子
会計課長	小 島 俊 治	議事課長	花 田 善 祐

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 力 丸 克 弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中 縁） おはようございます。

それでは、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書は33ページからです。新旧対照表は30ページからになります。

新旧対照表のほうでご説明いたします。

まず、第3条につきましては、昨年6月の児童福祉法の改正により養子縁組里親が法定化されたことに伴いまして、用語等を改めるものでございます。

次に、本年4月1日付で人事院規則19-0（職員の育児休業等）が一部改正されたことに伴い、市職員の育児休業等の取り扱いについても関係条文を改正するものでございます。

第4条につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項のただし書きの「条例で定める特別の事情」ということで、第6号が今回の改正対象になりますが、育児休業の延長ができる場合として配偶者の入院や別居に加えて、「保育所等の利用を希望し、申込を行っているが当面その実施が行われないこと」、要するに申し込みはしているけれども保育所等に入所できなかった場合を追加するものでございます。

また、第5条については再度の延長ができる特別の事情、第11条については育児短時間勤務の1年延長ができる特別の事情に、それぞれ第4条と同じ「保育所等の利用を希望し、申込を行っているが当面その実施が行われないこと」を追加するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

第3条のところで、新しく改定されたといいますが、養子縁組里親という言葉ですけれども、これについていわゆる改正前の里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者とどう違うのかをご説明お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（田中 縁） この養子縁組里親については、前回の第1回の定例会でも、この条例だったと思いますけれども、関連するところで養子縁組里親という用語ができましたと、法定化されましたということで、それに関連する改正を一部行っております。それと同じことではあるんですが、養子縁組里親として、虐待等で養育が困難になった子どもさんのももとの親との法的な関係を絶って法的に養子縁組里親と実子と同等の権利を有することができるというものを前回もたしか説明させていただいたと思います。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） これが法定されたということは、もともと養子縁組里親という言葉といふか、それ自体はある一定期間の研修とか、それから登録ということが前提になっていると思いましたが、それまでも法定されているということと理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（田中 縁） そうです、そのとおりでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかに。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません、同じ質問で、済みません。普通養子縁組も特別養子縁組も含まれるということですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（田中 縁） 済みません、確認させていただきます。済みません、後でお答えいたします。

○委員長（門田直樹委員） じゃあ、後でお願いします。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 第4条第6号の文章追加のところで、先ほどの説明の中に保育園に入れなかった方についても対象になるというふうにありましたけれども、今年度太宰府市の職員の方でそういう方は何人いらっしゃるかって把握はされていますか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（田中 縁） 実例としては1名おります。まだこういう条例の改正の前ですので、ももとの地方公務員等の育児休業に関する法律のほうに「期間の延長を申請することができ

る」という条項がございますので、現状のところではそちらを適用した形で育児休業を延長するという措置をとっております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

2款2項5目地域コミュニティ推進費について説明をお願いします。

地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） 19節負担金補助金及び交付金、一般コミュニティ助成事業交付金170万円についてご説明いたします。

これは、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業に係る交付金でございます。

この事業は、100%補助事業で、今年度事業について本市の10の自治会から補助申請がなされ、本年3月28日付で五条台区自治会が採択されたことにより170万円の助成額を補正計上するものです。

事業内容は、五条台区自治会が夏祭り用テント、講演会、会議用備品及び高齢者の健康増進のための備品整備に要する費用でございます。

なお、本歳出に係る歳入財源につきましては、補正予算書6ページ、7ページをごらんください。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入、総務費雑入370万円のうち、歳出と同額の170万円が一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

この地域コミュニティ推進費というところでは、負担金の19節というところで地域運営支援補助金という大きな補助金がございますけれども、これ以外にこれを設けたというのはどういった経緯でしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） この一般コミュニティ助成事業というのは、宝くじの事業収益を財源とした社会貢献、広報事業として住民が自主的に行うコミュニティ活動の推進を図り、地域の連帯感に基づく自治組織を盛り上げることを目指す事業として、一般財団法人自治総合センターが設けたものです。今、ご質問にありました市のほうから支出しております補助金とはまた別に、それぞれの自治会のほうで必要となる備品等の整備に充てていただいて、こちらの地域の連帯感に基づく自治組織を盛り上げるという目的で支出をしていただくものという事で設定をしております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 今回、五条台区にこの推進費を出すということですが、大体応募、44自治会あって何区ぐらいありますか。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） 今年度は10自治会が申請をなされたんですが、過去これまで申請された自治会が21自治会、またこのうち未採択の自治会が13自治会ございます。これまで申請をされていない自治会というのが44自治会のうち23自治会ございます。大変非常にこちらには有益な事業だというふうに自分たちも考えておりますので、文書での声かけ、また自治会長さんのほうには会うたびにこういうふうな事業がありますよということで声かけをさせていただいて利用の促進を図っておるところです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 未採択になった自治会に対しては対策としては市のほうで何らか補助を行うとかというようなことはされてははいませんか。実際にこの申請をしたところで採択した部分だけしか補助がされないということになっていると思うので、そのカバーとしては市としてはされているのかというところを。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） 先ほどの質問でもございました、通常の補助金というのが市のほうから支出をしておりますので、そちらのほうで対応していただくというところで今のところ予算の枠ということはそちらで対応をお願いしております。また、こちらの事業自体にも予算の枠があるようですので、できる限り一度申請されて採択できなかったからということでやめられるのではなくて粘り強く出していただきたいということで働きかけも行っております。

○委員長（門田直樹委員） 有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） 関連するんですけども、じゃ、一度出して不採用になったというのはまた再度出さなくちゃいけないというお話ですけども、これは単年度という形で、例えば内容が悪いから不採用だったのか、別の理由があるのかというのを教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） 内容につきましては、こちらの市のほうで受け付けるときにも審査をしておりますし、その書類を県を通じて提出しておるんですが、その際でも確認はしておりますので、内容がどうのこうのという問題ではないというふうに認識しております。先ほども言いましたように予算の枠の中で配分をされますので、例えばもう何度も申請されてあるということが上位に位置づけされているんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） ということは、例えば同じ内容を毎年毎年出して3年後に同じ内容でオーケーになるという場合もあるわけですか。

○委員長（門田直樹委員） 地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） そうですね。申請はもう単年度ごとに行っておりますので、例えばその間に必要となるものが変わるということもあろうかと思えます。同じ自治会からは単年度に1回しか申請はできませんが、毎年度申請をしていく中でその内容が翌年度はまた違う内容もしくは同じ内容でも、また次の年度に審査を受けてそこでまた採用か不採択かというところでの審査になりますので、それぞれの年度で必要なものを申請していただくというふうな形になっております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

次に、10ページ、11ページ、9款1項2目消防団関係費について説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 細目070消防団関係費の消防団退職報償金103万2,000円の増額についてご説明申し上げます。

当初、予算編成時は、部長職及び班長経験者で10年以上15年未満を基準として20名の退職者を想定し、566万円を計上しておりました。

昨年度末の消防団員の支給対象退職者は17名ですが、30年以上勤務が2名、25年以上30年未満勤務者が2名、20年以上25年未満勤務者が3名、15年以上20年未満勤務者が4名と退職報償金の算定の基礎となる勤務年数が高く、結果総額669万2,000円となり、103万2,000円の不足が見込まれることになりました。

この不足額は、全額が消防団員等公務災害補償等共済基金から繰り入れがございますので、歳入関連で補正予算書7ページをごらんください。

下段になりますが、20款4項1目消防費雑入に同額を計上いたしております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 済みません、ちょっと形式的なことがございます。今回の補正で出されてきたのが、項目として消防団員退職報償金という形になっておりますが、当初のものは退職報償金負担金というふうにしてありますが、これは全く同一のものですか。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） そのとおりでございます。

○委員（森田正嗣委員） あ、そうですか。はい、わかりました。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） これだけ今までご活躍されていた消防団員の皆さんが退職されるということで、後釜というか、やっぱりやめられたらそれだけの人数が減ることなんで、非常に人材不足等に陥らないかなというのがあるんですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 先ほどのなんですが、一応現在消防団員の定数250名に対して消防団員239名、11名欠員が生じております。それにつきましては、消防団員等でやはり勧誘活動をやってもらっております。なかなか各地区によっては厳しいところもありますけれども、鋭意努力して加入の促進に当たってもらっております。

以上です。

○副委員長（長谷川公成委員） ありがとうございます。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

ほかにございませんか。

（防災安全課長齋藤実貴男「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 先ほどの森田委員のご質問ですが、私が勘違いしておりましたが、繰り入れの負担金につきましては、この退職金の結局支払いの関係の掛金ということになります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、10款3項1目中学校管理運営費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 細目150中学校管理運営費、7節賃金、学校図書事務職員187万2,000円についてご説明いたします。

今回の中学校に学校図書事務職員を配置することになりました理由についてご説明いたします。

平成25年4月から全小学校に学校図書事務職員を臨時職員として配置をし、あわせて小学校には市職の市民図書館司書が巡回指導司書として1名配置されております。中学校につきましては市職の市民図書館司書が巡回指導司書として2名配置されております。

そのような状況の中、市民図書館で勤務していた文化スポーツ振興財団契約職員の図書司書1名が今年3月31日付で退職することになり、市民図書館司書の補充として小・中学校を巡回

している市民図書館司書3名のうち1名を4月1日付で、さらに10月を目途にもう一名市民図書館勤務として配置を計画されています。

なお、残ります市民図書館司書1名は引き続き小学校とあわせて中学校も巡回指導していただく予定です。

以上のような理由によりまして、後期開始日の10月10日から各中学校に学校図書事務職員を配置するための予算を計上させていただきました。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 中学校の図書室に司書さんが配置されるということで、議会のほうにも請願が2回上がってやっと配置されるということで、皆さん大変喜ばれているところなんですけれども、年度途中の配置ということによって実際に4名の方が募集して果たして集まるのかというのをちょっと心配されているんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 年度の途中からの採用ということは確かに厳しいかと思えますけれども、図書司書の免許をお持ちの方はたくさんいらっしゃいますので、広く募集をかけまして面接を行いまして、中学校4校にふさわしい方を採用したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） ぜひ努力していただきたいと思います。

それと、小学校と中学校にもう11名の方が配置されるということになるんですけれども、図書室で仕事されるということでひとり職場でどういうふうに事業内容を取り組んでいったらいいとか、学校との連携もどう進めていったらいいかというところで悩んでいる方もいらっしゃるというふうに聞いていますけれども、そういう司書さんたちの交流の場とか学習の場などは、今までもされていると思うんですけれども、今後どのように考えているかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 図書司書の研修につきましては、今までも図書館の司書が巡回で回っていただいておりますところでも実施していただいておりますし、今後につきましても1名図書館司書が残りますので、引き続き研修体制あるいは学校との協力体制等も図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） そういう巡回で来られる、市民図書館の司書さんとの学習会なり含めてそこにも学校教育のほうの職員さんも入っていただいて、学校の校長先生だったりとか主幹教諭だったりとかという方たちとも一緒に話ができるような情報交換できる場をつくっていただきたいと思います。要望しておきます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に歳入の審査に入ります。

補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

18款1項1目財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 18款1項1目7節財政調整資金繰入金1,313万4,000円についてご説明申し上げます。

このたびの繰入金につきましては、今回の6月補正の財源調整といたしまして財政調整資金を充てるものでございます。

なお、平成28年度末の財政調整資金の残高であります。現在決算の最中でございますので確定ではございませんが、27億9,301万5,130円となる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで歳入の説明は終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第48号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書**

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」を議題とします。

提出者が委員として出席しておられますので、内容について補足説明がありましたらお願いします。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 特にありません。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは、質疑はありませんか。

有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） これはいわゆる共謀罪ですかね、という関連の法案ということと理解していいと思うんですけども、今後今はもういろいろな、例えばこの間のマンチェスターのテロと仮定すればすごい犯罪でございますし、それだけでなくも今現在世界各国でいろいろなテロ行為が行われています。日本は幸い今のところそういう被害等は確認されていませんけれども、今後オリンピックやラグビーのワールドカップなどがございまして、これを未然に防ぐためには日本国としてこれだけのテロは一切受け付けませんよという日本国としての意思表示が必要だと思います。そのためにも、この共謀罪というのは必要じゃないかなと思うんで、私としてはこちら反対意見書を太宰府市から出すということ自体は反対でございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） まあ、質疑を。

有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） 済みません。ということで、じゃ、例えばこのようなもしこういうテロをですね、こういう法案が通らなくなった場合どのような形でテロ防止等を対策されるか、もしお考えがあったらお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 私自身はここではテロ防止について一切言及しておりません。それ自体の必要性というのは認めております。ただ、国レベルでお話をされているこの関係での捜査手法ということとテロ防止が直線的に結びつくとは思えないということですね。テロ防止はもちろん国の目的として大事なことですしやるべきですけれども、こういう捜査手法でやるというのが一番気になっているというのが私の見解でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） ということは、この共謀罪自体、いわゆる法案自体は総論は賛成だということでもいいんですか、それとももう全体的に反対だということですか。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 国のといたしますか、政府の出していらっしゃる案の出し方は目的と手段が一体のものとして出されております。したがって、現在のところでは法案そのものに対して反対という立場になります。

○委員長（門田直樹委員） ちょっと私から、この内容がどうこうということはなかなか難しいと思うんですね。今国会でやっているわけですよ。この地方議会でこのことを議員が意見書として出されることがどうなのかと、何かかなり頭の中まとまらんもんで。国の議論に向こうを張ってここで議論をする必要がそもそもあるのかと、そもそもできるのかということがちょっと気になっておるわけです。請願とか市民が国に対して何か言いたいということで請願等上がってきて紹介議員になられて、結果的に議論するということはあるかもしれませんが、こういうふうな形で国政に対してどうこうというのは我々がやるべき仕事の範疇かなという、ちょっと疑問があるんですけども、その辺お考えがあったらお聞かせください。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 確かに、議論のレベルは国レベルのお話かもしれませんが、ただ私が一番懸念しているのは日常生活の問題です。多分政府のおっしゃっていることはテロ組織についての組織を壊滅するというふうな形での論調だと思います。そのこと自体は私も反対しておりますが、実を言いますと、操作機関のほうからいいましたら疑いがあるから調べるんだという論法なんですね。疑いがあるから、例えばあの人はどうもそういう組織の人みたいよとか、それからあの人の……。

○委員長（門田直樹委員） お話途中ですけれども、私が聞いているのはそういうふうな細かい国で議論している中身の問題じゃありません。こういうふうな国でやっているようなことをこの地方議会で議員として意見書出して議論することがどうなのかに関するお答え、中身の問題じゃない。

○委員（森田正嗣委員） はい、了解いたしました。はい。おっしゃったように、それは国の議論として言うべきだというのは一つの議論だとは思いますが。ただ、私が再々申し上げているのは日常生活にかかわる問題だから、これは市民生活にかかわる問題ではなかろうかと。そういった意味で、十分地方議会でも出してよろしかろうという判断でお願いをいたしました。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 我々が市民から負託を受けていろいろ市政に関することを議論するよに、国会議員というのがおって我々有権者がそれに対していろいろなことを負託しとるわけですね。ぜひその議論を待ちたいと私は思います、考え方ですけども。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、ここで質疑を終わります。

それでは、意見書第2号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員(神武 綾委員) この意見書に対しては賛成の立場です。

意見書の提出の方法についてはさまざまご意見があるとは思いますが、太宰府市民にやっぱりかかってくる法律になってきますので、国での議論ももちろん私たちの手の届かないところというふうにと考えると、市民の皆さんを守るための法律が必要であるのかどうかというところでは、提出については必要だと思っております。この意見書の内容につきましては、森田委員が質疑に対しても答えていらっしゃいますし、文書内容に盛り込まれている内容で私は賛同しておりますので、賛成の立場とさせていただきます。

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

有吉委員。

○委員(有吉重幸委員) 反対の立場でお答えいたします。

今、市民の立場ということで何もしてないのにそういう疑いを持たれるのはおかしいといった意見がございます。それはまた逆に、テロというのはいつどこで発生するかは誰にもわかりません。ただ、わかるのはいろいろなところを見ますと人がたくさん集まる場所で結構行われている事例が多いと思います。太宰府市は年間900万人というたくさんの観光客がお見えになります。こういった意味でも、市民のほうで守るというのもこちらの役割で大切ではないかなと私は思いますので、意見書提出には反対します。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) ほかに。

徳永委員。

○委員(徳永洋介委員) 済みません、賛成の立場で討論したいと思います。

テロに対しての対策は非常に大切なものだと思います。ただ、この意見書に書かれてある、下のほうですね、おおむねって書いてある、結局2名以上であれば犯罪する疑いがあれば逮捕できると。その犯罪がかなり多いですよ、全てにおいて、この中に示されている犯罪というのが。だから、もう選挙もそうですね、選挙に関しても疑いがあれば逮捕できると。太宰府市

でマンション建てようと、やっぱりそういうときに賛成、反対の人がいると。いろいろな手を使ってこの法律だけでいけば逮捕できる。だから、スピード違反と一緒に。交通事故を起こすおそれがあるからスピード違反で捕まえる。警察は組織ですから、今までの僕の知っている限りでもかなり強引な別件逮捕とかいろいろあっていますけれども、これが疑いがあるというだけで逮捕される、これは非常に危険性の高い共謀罪じゃないかと思うので、この意見書については賛成の立場で討論します。

○委員長（門田直樹委員） 反対討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論は終わります。

採決を行います。

意見書第2号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時33分〉

（総務課長田中 縁「委員長」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（田中 縁） 先ほど、徳永委員のご質問で養子縁組里親の件でお答えできてなかった分がありましたので。条件としましては、現行の里親であって養親となることを希望している者というのが法的に養子縁組里親という用語になったということで、条件、例えば研修を受けるとか、経済的に困窮していないとかそういうふうな条件自体は変わりません。先ほど3月にご説明した特別養子縁組と混乱するような説明をしてしまいましたけれども、養子縁組里親は将来的に養子縁組することを想定した里親ということになりますので、その分とはちょっとまた違うというふうになります。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○総務課長（田中 縁） はい。

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年8月22日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹